

5月は消費者月間

統一テーマ「豊かな未来へ
『もったいない』から始めよう!」
問い合わせ 市民安全課市民相談係
もらえるか。

「消費者保護基本法」の施行20周年を機に昭和63年から毎年5月を消費者月間とし、国等では消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行っています。

最近の相談事例から
令和2年度の相談件数は1千103件

☆相談事例

「瓦屋根がずれているからと訪問販売で契約してしまった!」

「近くで工事をしているが、お宅の瓦屋根がずれているのが見えたので気になるので調べさせてほしい」と声をかけられた。職人が屋根に登り「このままだと雨漏りする。早急にリフォームしたほうがいい」と勧められた。

☆相談事例

「初回実質0円のもりが定期購入に」

SNSの広告を見て、「人気モデルも愛用中」、「初回実質0円」という表示にひかれサブプリメントを1回だけのもりで購入した。翌月にまた同じ商品が届き、高額な請求に慌て業者に連絡したところ電話が繋がらなかつた。申し込む際に実質0円ばかりに目が行き、定期購入であること、総額が2万円になるなどの表示には気付かなかつた。どうしたら解約できるのか。

事業者のホームページ等からでも適正な価格にして

では、1回目の商品を低価格で購入できると強調して表示している場合があります。しかし、定期購入であることや期間中解約できないことは文字が小さく分かりにくい表示が見られます。

また、電話が繋がらなかつたり、やっとながつても定期購入期間中は解約できないと断られるケースがほとんどです。

トラブルにあわないためには次の点に注意しましょう。

①インターネット通販をはじめ通信販売ではクーリングオフ制度がありません。返品条件をよく読みましょう。

②申し込み時はスクリーンショットやコピーをとっておきましょう。

③利用規約にチェックを入れる前にきちんと目を通しましょう。

④解約時のトラブルは、消費者センターへ連絡しましょう。

悪質商法や振り込め詐欺などの特殊詐欺から高齢者を守るには、周囲の積極的な見守りが必要です。

「おかしいな」と思ったら、声をかけてみることで被害防止につながります。

消費者相談室では、相談を受けるほか、一人ひとりが安心して暮らせるよう、消費者に関する知識や情報を発信しています。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費者啓発員が事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

大学の落語研究会や消費者啓発ボランティアグループなどが落語、漫才、コントにより、悪質商法の手口とその対応策、食生活や環境問題などを楽しくお伝えします。各種団体等でお申し込みください。

消費生活について学べるよう、衣食住、悪質商法撃退、環境問題、健康についてなど、消費者啓発用DVDを貸し出しています。

消費者向けの講演会、地産地消の料理教室、環境保護の講座など、消費者のニーズに合った講演や講座を行っています。

消費者相談室 (市役所3階)

消費生活相談員がアドバイザーします。消費者問題でお困りのときは、ご相談ください。

専用電話 ☎22・6000
※月・金曜日(祝日・休日を除く) 午前10時〜正午、午後1時〜4時(第2・4火曜日は午後6時まで)

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費者啓発員が事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

大学の落語研究会や消費者啓発ボランティアグループなどが落語、漫才、コントにより、悪質商法の手口とその対応策、食生活や環境問題などを楽しくお伝えします。各種団体等でお申し込みください。

消費生活について学べるよう、衣食住、悪質商法撃退、環境問題、健康についてなど、消費者啓発用DVDを貸し出しています。

消費者向けの講演会、地産地消の料理教室、環境保護の講座など、消費者のニーズに合った講演や講座を行っています。

参加者募集のご案内

広報おうめ、市行政メール、市ホームページ等に掲載します。

では、相談事例等の紹介や知っておきたい消費者情報などを掲載しています。

また、年1回、相談事例集「くらしの相談ABC」を発行し、講座等で配布しています。

広報おうめ毎月15日号掲載の「消費者相談室から」

河川の白濁や油の流出などの河川事故が毎年発生しています。市内の道路端の側溝は道路の雨水を河川へ流すために設置されています。タバコなどのごみや、ペンキ、洗剤、油などを流すと、河川に流れ出て汚染を引き起こします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、こととなります。

ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、こととなります。

ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、こととなります。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、こととなります。

河川の汚染防止にご協力を

住んでいる生き物にも影響を与え、こととなります。

ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、こととなります。

ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、こととなります。

ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、こととなります。

ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、こととなります。

ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、こととなります。

草木の管理をお願いします

空き地が適正に管理されていないと、雑草が繁茂し、害虫の発生やごみの不法投棄などにより周辺環境の悪化につながるおそれがあります。

このような状況を未然に防ぐためにも、土地所有者等による適正な管理が必要となります。

また、ご自宅の庭も手入れを怠ると近隣の迷惑になることもあります。暑くなるにしたがい、雑草が繁茂しますので、草木は適正に管理するようにお願いします。

なお、除草剤を使用する際には、あらかじめ周辺の方へ日時や使用目的等の周知を図り、風の弱い日や人通りが少ない朝夕に行うなど周辺環境への配慮をお願いします。

市では、雑草を刈り取るための刈払機(動力草刈機)の貸し出しを行っていますので、ご利用ください。

環境対策課

お問い合わせ 環境政策課

環境対策課

環境対策課

環境対策課

環境対策課

アライグマ、ハクビシンでお困りの方はご相談ください

市では、生態系保全や生活環境被害防止のため、外来生物(アライグマ、ハクビシン)の防除事業を実施しています。

自宅等の所有地(農地を除く)での駆除を希望する方はご相談ください。

設置期間は2週間です。

設置期間中にあれば何回でも捕獲可能です。

タヌキやネコなどの異なる動物が捕獲された場合、その場で解放します。

設置期間内に捕獲できないこともあります。

野生生物は気性が荒く、病気を持つている可能性があるため、絶対に触らないでください。

庭木の果実は、早めに残さず収穫する。

屋外でペット(特に魚類、両生類)を飼育する場合は網などの対策をする。

ペットフードなどの食べ残しは速やかに片付ける。

ごみ出しは夜間に行わない。

都知事の捕獲許可なく、わなを設置して捕獲することは違法行為なので、絶対に行わないでください。

建物内や床下には設置できません。

外来生物を寄せ付けないために頻繁に出没する場合は、自己防衛が必要です。

「食べさせない」、「住ませない」の2点が重要です。

エサとなる食べ物を絶つ

生ごみを庭に埋めない。

庭木の果実は、早めに残さず収穫する。

屋外でペット(特に魚類、両生類)を飼育する場合は網などの対策をする。

ペットフードなどの食べ残しは速やかに片付ける。

ごみ出しは夜間に行わない。

個人での駆除・建物内対策を希望する場合(公社)東京都ペストコントロール協会(☎03・3254・0014)へ相談することができ、駆除費用は自己負担になります。

お問い合わせ 環境政策課 管理係



出典：東京都環境局